鶴岡市不動産売却の媒介制度に関する協定書

　鶴岡市（以下「依頼者」という。）と　　　　　　　　（以下「協力者」という。）は、別添「鶴岡市不動産売却の媒介制度実施要領」（以下「要領」という。）第２条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　依頼者及び協力者は、依頼者が要領に基づき実施する市有不動産の売却に係る売買の媒介制度（以下「媒介制度」という。）に関して協力体制を構築し、この協定に定める業務について、信義を旨とし、誠実に履行することで、媒介制度の適正かつ円滑な推進、また、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るものとする。

（実施体制の整備）

第２条　依頼者及び協力者は、次の各号に掲げる事項を目的とし、この協定による媒介制度に関する業務の実施体制を整備するように努めるものとする。

（１）媒介制度の適正かつ円滑な推進

（２）宅地建物取引業の適正な運営の確保及び宅地建物取引業の健全な発達

（媒介制度に関する業務）

第３条　依頼者及び協力者は、この協定を締結した後においては、要領に基づき、要領に定める諸業務を履行するものとする。

２　協力者は、この協定を締結した後、協力者に属する者の内、要領第３条に規定する対象業者（以下「媒介業者」という。）に対して、この協定を締結した旨を通知するものとする。

３　依頼者は、要領を改正するときは、協力者と協議して定めるものとする。

４　協力者は、前項の規定による要領の改正があったときは、媒介業者に対し、その旨を通知するものとする。

（費用の負担）

第４条　協力者がこの協定による業務を履行するために要する費用については、協力者が負担するものとする。

（秘密の保持）

第５条　協力者は、この協定による業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

２　協力者は、その使用人その他の従業者がこの協定による業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（苦情紛争の処理）

第６条　この協定による業務に関して苦情又は紛争が生じた場合には、依頼者及び協力者双方が協議したうえで、協力者において処理することとし、協力者の措置及び指示に媒介業者を異議なく従わせるものとする。

（協定の解除）

第７条　依頼者又は協力者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この協定を解除することができるものとする。

　（１）協力者が協定に基づく業務について不正又は不誠実な行為をしたとき

（２）依頼者又は協力者が協定に基づく業務の履行の必要がなくなったと判断し、当事者双方が協議のうえ、協定の解除に合意したとき

（３）協力者が他の協定締結団体に属したとき

（協定の有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から　　　　年　　月　　日までとする。ただし、当該期間の満了の日の１か月前までに依頼者又は協力者から特段の意思表示がない場合は、この協定が、その満了の日から１年間を有効期間として、更新されるものとし、以後においても同様とする。

（協議事項）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、依頼者と協力者が協議して定めるものとする。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、依頼者及び協力者双方が記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　依頼者　鶴岡市馬場町９番２５号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鶴岡市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鶴岡市長　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　協力者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞